

令和5年11月5日発行(毎月1回5日発行) 通巻第699号

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents [Index]

P.3 活動予定

中央会の主な事業等活動予定 (11月)

P.4 特集 ~経営のヒント~

役所から突然連絡が来るとき

P.6 全国先進組合事例

保育事業で目指す地場産業の活性化と次世代への承継 (鹿沼木工団地協同組合)

P.7 組合Q&A

員外利用について定款に規定すべきか 他

P.8 景況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向 (令和5年9月期)

P.10 中央会だより

第75回中小企業団体全国大会開催 他

P.12 インフォメーション

令和6年度中小企業・小規模事業者・地域経済関係概算要求等のポイント
次世代育成支援対策推進センター (千葉県中央会) からのお知らせ



2023
No.699

11

■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <https://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定（11月）

令和5年10月16日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
11/2	木	組合後継者等育成事業 組合運営実務（組合士養成）講習会④（制度・運営）	経営支援部
11/4	土	連携組織活性化研究会 対象：市川浦安歯科医師協同組合	商業連携支援部
11/7	火	組合後継者等育成事業 組合運営実務（組合士養成）講習会⑤（運営・会計）	経営支援部
11/10	金	令和5年度 情報連絡員会議	
11/13	月	組合等新分野開拓支援事業 対象：商店街振興組合柏二番街商店会	商業連携支援部
11/14	火	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県コンクリート製品協同組合	工業連携支援部
		連携組織活性化研究会 対象：野田工業団地協同組合	
		組合後継者等育成事業 組合運営実務（組合士養成）講習会⑥（制度・運営）	経営支援部
11/17	金	連携組織活性化研究会 対象：若杉会	
11/18	土	連携組織活性化研究会 対象：千葉県自動車整備商工組合	
11/24	金	青年部研究会 対象：茂原卸商業団地協同組合	工業連携支援部
11/25	土	連携組織活性化研究会 対象：千葉県自動車整備商工組合	
11/28	火	連携組織活性化研究会 対象：白井地区商店会連合会	商業連携支援部
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
11/8	水	ふさの国 商い未来塾（第8回） 対象：商店街若手リーダー等	商業連携支援部
11/21 ・22	火 ・水	ふさの国 商い未来塾（第9回） 対象：商店街若手リーダー等	
■ 団体等運営支援事業			
11/18	土	千葉県商店街振興組合連合会 広域連携事業 対象：船橋市本町通り商店街振興組合	商業連携支援部
11/24	金	千葉県中小企業団体事務局責任者協会・千葉県中小企業組合士会 合同視察研修・懇親会	経営支援部

経営のヒント
役所から突然連絡が
来るとき

A君とB君は別々の会社に勤める学生時代の同級生。最近、人事部に異動したA君がB君に「法令違反のおそれがある等で行政機関から会社に連絡が入るケース」について聞いています。

賃金未払では正勧告

A君「知り合いの会社に労働基準監督署からは正勧告が入ったらしい。どうやら従業員が引継ぎをしないまま辞めてしまったことに社長が腹を立ててしまい、最後の給与の振込をしなかったらしいんだ。それでその従業員が労働基準監督署に駆け込んだらしい。」

B君「どんな事情があっても、働いた分の給与を払わないのは労働基準法違反になるからね。その後はどうなったの？」

A君「その会社の社長が顧問社会保険労務士に相談したところ、払うべきだと当然説得されて、すぐ給与を支払うことで問題は収まったらしい。でも社会保険労務士は賃金未払に気が付かなかったのか

な？給与計算も担当していたらしいのに。」

B君「社会保険労務士はその従業員に給与を払う前提で給与計算をしているはずだと思うよ。ただし振込の手続は会社側が対応するケースが多いから、振込がなかったことを社会保険労務士が知らなかったのも無理もないと思う。」

A君「今どきは少ないと思うけど、現金で手渡しする会社だと、本人が給与を受け取りに来ない場合は賃金の未払いにならないよね？」

B君「でも本人が受取りに来ないからという言い分が成り立つためには、本人が会社に来た時にいつでも給与を支払えるように、お金を封筒に入れて人事部で保管しているような状況にしておかないといけない。労働基準監督署から臨検が入ったときに、こういった対処をしていないと、払う気がない↓未払い、とみなされる可能性が高いと思うよ。」

時間外労働の未払

A君「これも知り合いから聞いた話だけど、毎日の出勤・退勤の時間の記録を取らずに、出勤簿に「出」のハンコを押すだけの会社があって、つまり労働時間管理をし

ておらず時間外労働の手当も払っていないかった。だけど、従業員は毎日ノートに出勤の時間をメモしていて、時間外労働の手当が払われていないと労働基準監督署へ駆け込んだらしいんだ。でも本人が書いたメモが正式なものとして認められるものなの？」

B君「勿論、まずは事実確認をするから、メモが全面的に認められる保証はないけど、有力な資料として参考になるよね。」

A君「他に気を付けることはある？」

B君「強制参加の勉強会、朝礼の時間などの給与が未払で従業員が労働基準監督署に駆け込む可能性はあり得るかもしれない。」

A君「そもそも労働時間だと認識していない会社もあるかも知れないね。」

B君「だから、労基法の知識は持つておかないといけないね。細かいと思われるかもしれないけど、会社規定の作業服で仕事をする場合、着替えの時間も労働時間になる。これらに対しても賃金を支払わないと未払い賃金とみなされてしまうことになる。」

労災給付申請からの調査

A君「そういえば、業務災害が発生したので、労災保険の給付申請をしたら後日、労働基準監督署から臨検が入ったという話を聞いたよ。」

B君「労働災害の原因究明・再発防止のための調査だね。」

A君「そうしたら、『時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）』の有効期間が切れたままになっっていて、労働基準法違反として正勧告されたらしい。」

B君「36協定届は、特に厳しく確認される傾向があるから気を付けないといけないよね。中には書類送検されて会社名を実名で報道される場合もあるよ。労働災害の原因調査から、日頃の労働時間管理の問題が発覚することがあるということだね。」

外国人雇用状況の届出

A君「外国人が入社したときに提出する外国人雇用状況の届出だけ、電子申請の際に在留カード番号の入力部分がシステムエラーで届いていなかったらしく、ハローワークから電話が掛かってきたよ。電話で在留カード番号を知らせたらそれで済んだけど。」

B君「在留カード番号は大切な情報だからね。実は外国人雇用状況の届出はハローワークだけではなく、出入国在留管理機関や警察等とも情報が共有されているらしい。出入国在留管理機関では外国人雇用状況報告の情報を基に不法就労のチェックをされていて、在留カード番号を記載するようになった2020年からは、不法就労の摘発率が以前の16倍に改善したらしいよ。」

相互通報制度による情報共有

A君「ハローワークに提出した情報が入管に届いているの？」

B君「別に驚くことではないよ。他でも、外国人技能実習機構が企業等に対して行う実地検査等での情報は、相互通報により労働基準監督機関や出入国在留管理機関と共有されるし。」

A君「それはどうして？」

B君「それぞれの機関に権限の範囲があるからだよ。例えば、技能実習法違反であれば、外国人技能実習機構が直接対応して、必要に応じて処分も出せるけど、労働基準法違反については、権限の範囲外だから直接処分が出せない。その代わりに外国人技能実習機構が

ら労働基準監督機関と情報共有することにより、後日、労働基準監督署からその企業に対して臨検が出来る。臨検の結果で何らかの違反があれば、それに応じた処分が労働基準監督署から出せるんだ。同様に入管法違反の恐れがあれば、外国人技能実習機構から出入国在留管理機関に通報し、出入国在留管理機関から調査に入るの対応をする。特定技能外国人の場合、外国人技能実習制度と違って定期的な検査は入らないけど、出入国在留管理機関から調査が入ったという話はよく聞くよ。この場合も、労働基準法違反の疑いがあれば、出入国在留管理機関から労働基準監督署へ共有されるようになっていくよ。」

離職証明書の離職理由

A君「ハローワークから会社宛てに連絡が来るケースは他に？」

B君「離職証明書の離職理由についての問い合わせは時々あるかな。本人が退職を申出たから会社側は自己都合扱いとして退職手続をしたのに、その本人がハローワークで失業給付受給の申込をする際に『実際は辞めざるを得ない状況だったから会社都合です』と主張

することがある。その場合はハローワークから会社宛てに確認の連絡が入るから、社内で確認の上、必要があれば離職理由を会社都合に訂正するなどの対応が必要になる。」

A君「極端な話かもしれないけど、自己都合退職に見せかけた不当解雇だった場合、ハローワークから会社へ不当解雇に対する何らかの処分をするの？」

B君「いやハローワークにはそういう権限はない。けど、離職理由の虚偽記載が罰則・罰金の対象になる可能性はあるね。」

年金機構の調査

A君「日本年金機構からは、どのようなことが指摘されやすい？」

B君「例えば、社会保険に加入しないといけないのに加入しなかった場合かな。会社を立ち上げたばかりで従業員を雇っていないけど、代表者が役員報酬を受け取っていけば社会保険には加入しないといけない。会社を設立したことは法人番号で把握できるから、年金機構で社会保険の未加入を見つけることが出来るんだ。」

A君「他にはある？」

B君「従業員の社会保険の未加入も気を付けた方がいい。社会保険

の加入対象なのに、まだ試用期間だからとか、パートアルバイトでいつまで続くかわからないからといって、加入しないと違反になる。」

A君「でも従業員の社会保険の未加入ってどうやってわかるの？」

B君「年金機構からの調査は、違反のおそれなくても入ることはあり、そこで賃金台帳や所得税の納付書等をチェックされ、社会保険の未加入が発覚することも多い。その他では、傷病手当金の申請の時に発覚することも多いらしい。」

A君「それってどういうこと？」

B君「健康保険には病気やけがで仕事を休んで給与が払われなくなった時に受給できる『傷病手当金』という制度がある。社会保険未加入だった従業員が病気で仕事を休んだ時に、この給付金を申請したいために慌てて社会保険加入の手続きをしたところ、それまでの未加入が発覚することが意外に多いらしいんだ。年金事務所の調査で過去2年分のデータをチェックされ、遡って多額の社会保険料を納付することになった例もあるから、やはり、その都度正しい手続をしておかないといけないよ。」

(特定社会保険労務士 永井知子)

テーマ 特徴ある活動

保育事業で目指す地場産業の活性化と次世代への承継

鹿沼木工団地協同組合

子育て世代の社員が安心して就業しやすい環境を組合で整備すること、地場産業を身近に感じながら成長する保育環境をつくることで、組合の活性化と次世代への承継を実現。

背景・目的

当組合は設立から約60年経つが、近年多くの組合員企業で人材不足が深刻化していた。こうした状況に危機感をもった理事長は、持続的に組合を成長させるためにも若い人材を確保することが急務であると考え、人材不足解消に向けた取り組みを検討した。人材不足を解消するには子育て世代が働きやすい環境づくりは必須であり、そのためには団地内に保育園を開設し仕事と子育ての両立を支援していくことが効果的と考えられた。そこで組合内に「かぬま木工団地保育園」を開設した。

取組みの手法と内容

当団地で働く全700人の社員に「団地内の保育園の必要性」についてアンケート調査を行ったところ、多数の企業で仕事と子育てを両立させる体制づくりに苦慮しており、保育園の開設を望む従業員が一定数いることが分かった。

この結果を踏まえて、保育園の設置は団地内に勤務する子育て世代の人材確保と団地組合の新たな魅力になると判断し、開設を決定した。

保育園の開設に当たって、内閣府の企業主導型保育事業に応募し助成を受けた。保育園のコンセプトは、木工団地ならではの「木に触れて優しい心を育む木育」とし、木育を通じた情操教育を目指している。外観から内装まで地域の杉・檜材をふんだんに使用しているとともに遊具・机・収納棚・園内図など、設備のほとんどが木製で木の温かい質感とぬくもりが感じら

れる。園内には木材制作のための「工作室」があり、地場産業を身近に感じながら成長することで鹿沼市の一員として郷土愛を育むことを理念としている。

また定員40名

としたところ開設時19名、令和4年8月現在で30名となっている。1割を組合事務局枠、残り半数を社員枠（組合員企業）、その残りを地域枠とすることで地域に根ざした保育園を目指している。

成果とその要因

子育て世代の社員が安心して就業しやすい環境を整備することで、組合員企業では新たな雇用確保に繋がるとともに、現従業員にとっても出産後離職することなく継続した勤務が実現している。また組



右図：園内の様子



右図：保育園パンフレット

合内保育園は県内初であるためメディアなどで多く取り上げられ、入園に関する問い合わせが多数あったので、令和5年度には最大定員40名を受け入れる予定である。

鹿沼木工団地協同組合

住所：〒322-0026 栃木県鹿沼市茂呂2611-1
 設立：昭和37年7月
 出資金：33,000千円
 URL：https://kmk-net.com/
 業種：異業種（製造業）
 組合員：26人

組合Q&A

員外利用について定款に規定すべきか

〔Q〕協同組合では、員外者に組合の事業を一定の要件のもとに利用させることができるが、定款に員外利用についての定めをしておくべきか。

〔A〕員外利用について、中協法第9条の2第3項の規定は、定款に規定することを必要としていない。即ち条文中に「定款に定めるところにより」の規定をおいていない。したがって、定款に当該規定を設定しなくとも利用させることは可能である。また、必ずしも禁止規定の設定しなくとも利用させることは可能である。また、必ずしも禁止規定を定款に置かなくとも利用させないこともできる。このことは、員外利用の可否は、「組合員の利用に、支障がない場合」にのみに限られているものであって、利用させるかどうかは、組合内部の契約であり、かつ員外者が組合の施設を利用することは、当然の「権利」として認められている性格のものでないこと等からも理解できるであろう。

なお、員外利用の可否を規定す

ることが、後日の紛糾を避ける意味を持つならば、定款に規定する措置も必要かと思料される。

組合の債務に対する組合員の責任について

〔Q1〕組合の借入金、買掛金等の対外債務に対する組合員の負うべき責任の限度については、中協法第10条規定に基づき出資金を限度とするのであるか？

例えば、総会において、各自の出資金以上の金額を負担すべきことを議決した場合、あるいは、組合員のある特定の者を指名して負担させることを議決した場合、この議決は有効であるか？

〔Q2〕貸付金、売掛金等の未回収のため、借入金等の返済が不能となった場合、責任は誰が負い、債権の追及はどこまで及ぶか？

〔A1〕組合がその事業の遂行上、第三者と取引をし、借入金、買掛金等の債務を負い、かつ、その返済が不能となった場合において、組合員が負うべき責任は、その出資額が限度となる。総会その他の議決をもってしても、これを超える責任を負わせることはできません（中協法第10条第5項）。

〔A2〕組合員が出資金を限度とし

て責任を負う。また、組合が借り入れた資金を組合員に貸し付けた場合、組合が共同購買をした物品を組合員に販売した場合等において生じた、組合と組合員間の債権債務関係については、出資とは関係なく、組合に対して債務を負っている組合員は、弁済の責がある。組合の第三者に対する債務については全部または一部の組合員が組合のために連帯して保証をしている場合（連帯保証）に、その保証した組合員は、個人的に無限の責任を負うことになる。売掛金等の未回収のため、借入金等の返済が不能となった場合、組合員は出資額を限度として責任を負う。これについて、特定の組合員を指名して弁済の責があること等を総会において議決して負担させることは、法令違反であるから無効である。

組合財産をもって債務を完済するに足りない場合において、解散をし、または破産手続き開始の決定を受けた時も、組合員の責任は、前述のとおりです。

なお、組合員が自主的意思によって出資限度額以上の負担しようとすることを妨げるものではないとせん。

総会における増資議決の効力について

〔Q〕組合の自己資本充実を図るため、今後5年間配当金を出資金に振り当てるべく積み立てることを総会において議決した。この議決は、以後においても効力を有し、本件については以後の各年度には総会の議決を要せず、以後5年間の配当金は自動的に組合の積立金となるものと考えてよろしいか？

〔A〕ご照会の総会の議決は今後一定期間の組合の方針あるいは計画を議決した程度にとどまると思われ、その範囲において全組合員を拘束するものと考えられる。しかし、実際の出資金充当のための積立てに当たっては各組合員は必ずしもこれに拘束されるというものではない。

すなわち、組合員の責任は、その出資額を限度とするものであり（中協法第10条第5項）、増資の引受けについても、たとえ総会の議決をもってしても組合員を強制することはできないからである。

したがって、以後の処置としては、各年度に組合員の承諾を得る必要はないが、当初において各組合員別に承諾を得ることが必要である。

◎ 組合質疑応答集より転載

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和5年9月期

情報連絡員50名 回答数50名
(一部抜粋)全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は4から10に増加。「減少した」業種は10から3に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は11から4に減少。「減少した」業種は8から12に増加。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は3から4に増加。「悪化した」業種は8から10に増加。

前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は9から8に減少。「減少した」業種は6から4に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は14から12に減少。「減少した」業種は6から9に増加。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は6から5に減少。「悪化した」業種は9から6に減少。

製造業

■しょう油・食用アミノ酸製造【県内全域】

輸入小麦の政府売渡価格の改定について、5銘柄加重平均(税込価格)で68,240円/トとなり、11.1%引下げとなった。

■水産食料品製造【南房総市】

ALPS処理水の海洋放出により、輸出は影響を受けているが、鮮魚加工品の販売は、思ったほど影響を受けていない。

■パン・菓子製造【県内全域】

9月に入っても猛暑が続き外出を控えている方が多く、景況が悪化しているように思われる。

■酒類製造【県内全域】

8月分の報告として、売上高は前月比△3.8%、前年比11.7%増加。売上は回復しているが、コロナ前までの売上には戻っていない。

■牛乳小売【県内全域】

引き続き、諸物価高騰の影響を受け、収益率の悪化は変わらず、厳しい状況である。

今年12月に向け、再再考となる乳製品価格の値上げが予定されており、一部商品に留めるようメーカーは努めている模様。

■木材・木製品製造【県内全域】

依然として、原木・製材品とも市場の動きが少なく、低迷が続いている。

■印刷【県内全域】

昨年より、売上は上がっているが、材料費、電気代等の値上げのため、利益は減少している。

■電気めっき【県内全域】

9月の景況感は会社や製品により二分され、営業日数増に比して少し鈍化がみられるので、前月比売上高は不変としたが、実質は多少増。但し収益性は悪く、前月比で不変とした。

■鉄工【千葉】

納入先大手メーカーの在庫調整もあり受注状況は芳しくない。原材料費の高騰に伴う販売価格の見直しは徐々に浸透しているが、収支状況は依然として厳しい。人手不足を補うために、省力化投資を検討する組合員も散見される。

■機械部品製造【野田】

前年同月比、前月比ともに売上増。今期に入っている価格改定(値上げ)の効果が出てきているが、燃料費、電気代等の上昇分を全てカバー出来ていないのが現状。

【機械部品製造】

原材料、資材、燃料費等の値上がりが続くコストが増え、負担が多い。景況は、業種により若干の差がある状況である。

【流山】**【機械部品製造】**

自動車関係は忙しく、その他は低調であるが、全体的に良くない。特に、半導体関連の受注がピーク時の10分の1〜20分の1となり、大変厳しい状況。

【柏】**【金属製品】**

客先の生産計画が高い位置で推移しているため、売上は順調であるが、人手不足により、対応が厳しい状況。

【船橋】**【採石】**

石材需要はコンスタントにない状況であり、今月の出荷量は前月の出荷量を上回ったが、前年同月比では大きく下回り、前年比69.1%の状況。

【県内全域】**【土砂採取】**

諸資材や燃料代の高騰等の影響を受け、値上げの機運が高まっております。秋口から値上げ実施に向けて交渉を行っている模様。

【県内全域】**【非製造業】**

【総合卸売】 **【千葉県、東京都】**
仕入価格や物流費の上昇を販売

価格に転嫁できない状況が続き、採算は悪化しているが、飲食業向けの売上が回復してきており、昨年対比では増収基調となっている。

原材料費、物流費上昇による仕入価格の上昇を販売価格へ完全に転嫁できない状況が継続し、取引条件が合わない取引先とは取引解消しており、新規取引先の開拓が課題となっている。併せて、コロナ融資の返済を開始しており、資金繰りが厳しくなってきている。

【医薬品卸売】**【県内全域】**

実働日数は前年と同じ20日であった。インフルエンザの流行が早まっているため、インフルエンザワクチンの納入とインフルエンザ関連薬剤等の需要が増加した。燃料や光熱費の高騰によるコストの増加により、利益の確保が厳しい状況にある。

【青果卸売】**【千葉】**

8月に続き、猛暑の影響が続いたため、価格の上昇が続いた。商品も不足気味となり、売上高が思うように伸びなかった。10月以降は、概ね価格は落ち着くと思われるが、多少の影響があるであろう。また、インボイス対応の準備で忙

しい状況が続いた。

【卸売】**【茂原】**

9月8日の台風13号接近に伴う、大雨による災害で市内の多数の企業、商店、住宅が被災した。

【電気機器小売】**【県内全域】**

組合活動の一環として、一人暮らし高齢者宅の電気の安心安全、無料点検実施中である。普段でもこのような活動は日動活動として多くの店で実施している。

【青果小売】**【千葉】**

相場上昇に伴い、売上が大きく伸びた。しかし、利益が取りにくい状況になっている。(農作物の高温障害による入荷不足のため。)

【中古車仕入・販売】**【県内全域】**

新車の供給回復が進んだ事で、下取り車両の流通量が増えている。そのため、中古車の仕入(オークション取引)価格が昨年比落ち着きを取り戻している。(昨年9月〜10月が相場の最高値を記録している) 2023年内は現在の状況が続くのではないかと考えている。

【小売】**【東金】**

食品、ファッション関係がもう一息。暑さが残っており、秋物ファッションが厳しい。飲食、サービス関係は動きが良い。昨対比は、若干ではあるが上昇傾向にある。コロナ前対比であると、まだまだである。資金繰りに苦慮している組合員多い。

【商店街】**【千葉市】**

販売額は、前月比 97.2%、前年同月比では 103.4%となった。一方、販売価格は、店舗ごとに乖離はあるが、値上げの品目が多いようである。

【自動車一般整備】**【県内全域】**

上期の6ヶ月間に組合員20社の自動車整備事業者が組合を脱退したが、後継者難によるケースが多く、業界の人材不足の問題は益々深刻化している。

【輸出入】**【県内全域】**

繁忙期の8月から比べると売上は、80%ほどに減少し、インバウンドの利用客も個人客が多くなり団体客は少なくなってきた。ただし昨年の同月と比較すれば、2倍以上の売上を上げており利益は当然伸びている。

第75回中小企業団体

全国大会開催

全国中小企業団体中央会と宮城県中小企業団体中央会は、10月11日（水）、仙台市において、「第75回中小企業団体全国大会」を開催した。

今大会は、『つながる ひろげる 連携の架け橋 困難にチャレンジ！未来の創造・地球との共生』仲間と共に希望をつなぐ成長・躍動 新たな一歩』をキャッチフレーズに、全国から中小企業団体の代表者等約2,000名が参集した。

わが国の中小企業、日本経済の力強い成長と発展とともに、組合の絆をさらに深め、組合等連携組織対策の拡充を図るべく、中小企業が直面する諸課題解決と今後の方向性など13項目を決議した。

▼中小企業団体全国大会：毎年一回、全国の中小企業団体の代表者等が一堂に会し、その決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の確立を訴え、組合組織を基盤にして中小企業の安定的な振興発展を目指して

います。また、総合、金融、税制、労働、商業、サービス業、工業、エネルギー・環境の各分野別に専門委員会を設置し、その時々の中企業者の要望等を取りまとめ、その実現方に努めるとともに、中企業者の意見が施策に反映されるよう努めています。

【大会内容】

祝辞

議事（議案審議・意見発表・決議）

大会宣言

表彰式（優良組合・組合功労者・中央会優秀専従者等）

【決議事項】

Ⅰ. 中小企業・小規模事業者等の危機的状況の克服、成長促進支援等の拡充

1. 危機的状況の克服、経済再生に向けた支援策の拡充強化

2. 中小企業・小規模事業者の成長促進、持続的発展に向けた支援強化

3. 中小企業団体中央会の指導体制・支援予算の抜本的拡充、中小企業組合制度の活用拡充・運用改善

4. 強靱かつ活力ある地域経済社会の実現

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進

1. 中小企業に配慮した働き方改革と社会保険制度の構築

2. 中小企業の人材育成・確保・定着対策

Ⅲ. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充

2. 中小企業・組合税制の拡充

3. 中小製造業等の持続的発展の推進

4. エネルギー・環境対応への支援の拡充

5. 卸売・小売業・まちづくりの推進に対する支援の拡充

6. サービス業支援の強化・拡充

7. 官公需対策の協力的な推進

なお、大会の席上、千葉県からは次の方々が表彰された。

【優良組合】▽京葉港港湾運送事業（協）（代表理事 小島生年氏）

【組合功労者】▽熊谷正喜氏（千葉鉄工業団地（協）代表理事）

次期全国大会については、令和6年10月24日（木）に、福井県において開催することとなった。

令和6年 中小企業団体千葉県新春交流会開催

標記の件につきまして、左記のとおり開催致しますので、会員皆様の多数のご参加をお願い致します。

記

1. 開催日時：令和6年1月26日（金）午後3時～午後5時30分

2. 開催場所：ホテルニューオータニ幕張 2F「鶴」

3. 申込及び参加費締切日：令和5年11月24日（金）

4. 担当：事務局次長 椎名

Tel. 043-3306-3281



令和5年度組合運営実務
(組合士) 養成講習会 開催

本会は、10月3日、10日、24日の3日間千葉市内において、令和5年度組合運営実務(組合士)養成講習会を開催した。

本講習会は、全6回のカリキュラムで行われ、中小企業組合関係者を対象に組合の運営、会計等の基礎的・実務的知識の習得を目的と組合実務の専門家である「中小企業組合士」の養成講座も兼ねている。

第1回(10月3日)は、オリエンテーションの後、①中小企業組合制度(概論)、②組合士受験のための会計基礎、第2回(10月10日)、①組合事務管理の実務、②中小企業論・中小企業組合論・組合制度(制度史)、第3回(10月24日)は、①税務に関する出題ポイント、②組合士受験のための会計決算、の講習を実施した。

なお、残り3回の日程は、第4回(11月2日)、第5回(11月7日)、第6回(11月14日)となっている。

令和5年度
「制度改正等の課題解決環境
整備事業」に係る講習会開催

本会は、10月20日、千葉市内において、標記講習会を開催した。

本講習会は、9月8日に開催予定であったが、台風13号の東日本上陸に伴い、延期となったことにより、振替開催となった。

まず、「電子帳簿保存法」組合・企業に求められる対応方法は「をTOMAコンサルティング」を株式会社 取締役 持木健太氏より、講演が行われた。

次に、情報提供として、「千葉県デジタル・トランスフォーメーション推進戦略について」を千葉県デジタル改革推進局 デジタル戦略課の担当者より、説明があった。



がんを予防する食事と生活

9月は「がん征圧月間」です。がんは日本人の死亡原因の第1位を占め、国民の約3人に1人ががんで死亡しています。

がんは生活習慣や生活環境の見直しにより予防できることが分かります。これらのほか、早期発見・早期治療により、死亡の70%以上を減らすことができるといわれています。

元気で長生きをするためには、がんにかからないことが基本になります。「がんを防ぐための新12か条」を基に、日常生活で気を付けたいことを記載します。

1. 喫煙 たばこは吸わない。他人のたばこの煙をできるだけ避ける。

2. 飲酒 お酒は、ほどほどに飲む。

※飲む場合は、1日に日本酒なら1合、ビールなら大瓶1本、焼酎なら1合の2/3、ウイスキーやブランデーならダブル1杯程度を守りましょう。

3. 食事 いろいろな食品をバランス良く。

く。塩辛い食品は控える。野菜や果物は十分に食べる。

※野菜の料理は、1日に小鉢5皿、果物は1皿くらいを。

4. 身体活動 活動的な生活を心掛ける。

5. 体形 太り過ぎややせ過ぎに注意する。低栄養のやせにならない。

6. 感染 ウイルスや細菌に感染しない。

7. 検診 がん検診は、がんの早期発見・早期治療のため定期的に受ける。

8. 受診 体の異常に気付いたら直ぐに受診する。

9. 情報 正しいがん情報でがんを知る。これらは、がんの予防だけでなく病気の予防や健康のため、誰もが守りたい事柄です。日ごろの生活を点検し、悪いところは改めましょう。

公益社団法人千葉県栄養士会
参与 長谷川 克己

人事異動のお知らせ
■退職者「9月30日付」
経営支援部主事 佐藤 峻

【2】環境変化に挑戦する中小企業・小規模事業者等の成長支援

- GX/DXを含む新たな産業構造への転換等に当たり、中小企業・小規模事業者等による生産性向上・事業再構築等に向けた設備投資を支援する。
- また、「新規輸出1万者支援プログラム」を踏まえ、新規輸出に挑戦する中小企業を支援するとともに、売上高100億円以上など、飛躍的成長を目指す中小企業の振興を図る。

令和4年度補正等

＜設備投資・新規輸出支援等＞

中小企業生産性革命推進事業【2,000億円（令和4年度補正）】（再掲） ※ものづくり補助金・IT導入補助金等

事業再構築補助金【6,800億円（令和4年度予備費・補正）】（再掲） ※成長枠、グリーン成長枠、産業構造転換枠等

中小企業海外展開総合支援事業【中小機構交付金の内数】
新規に海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者等による輸出(越境ECを含むブランディング・プロモーション等)を支援

グリーントランスフォーメーション対応支援事業【中小機構交付金の内数】
中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等によりカーボンニュートラルに向けた取組を支援

＜成長志向の中堅・中小企業に対する支援措置の検討＞
成長志向の中堅・中小企業を支援すべく、新たな需要獲得等に資する設備投資や規模拡大や高付加価値化を目的としたグループ化等を促進する措置を検討

＜伴走支援等＞

中小企業経営支援事業【中小機構交付金の内数】
成長志向企業の価値創出や中堅企業への成長に向け専門家による総合的な課題に対するハンズオン支援(伴走支援)を実施

地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業【27億円（25億円）】
専門家・企業間のネットワーク構築や「地域の人事部」の取組を支援。人材活用ガイドラインの普及を通じ人材の戦略的な活用を促進。地域での即戦力DX人材を育成

＜研究開発＞

成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)【134億円（133億円）】
大学等と連携して行うものづくり基盤技術及び高度なサービスに関する研究開発を支援、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援

＜交際費課税等＞

交際費の損金算入の特例措置及び少額減価償却資産の特例措置の延長
中小企業の交際費を800万円まで全額損金算入できる特例措置及び取得価額が30万円未満の減価償却資産を全額損金算入できる特例措置の延長

【3】事業承継を通じた変革の推進

- 経営者の高齢化の進展が進む中、地域の経済と雇用の基盤を支えるため、事業承継の円滑化を強力に推進する。
- さらに、事業承継等を契機に変革に挑戦する企業の生産性向上・成長を支援する。

税 **法人版・個人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長等**
事業承継に伴う贈与税・相続税の100%猶予に必要な特例承継計画の提出期限を令和5年度末から延長等

税 **中小M&A準備金税制の延長等**
中小企業がM&Aを実施する際、株式等の取得価額の70%を損金として算入する準備金税制の延長等

当初 **後継者支援ネットワーク事業【5.5億円（2.1億円）】**
後継者同士の切磋琢磨できる場を創出し、既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競うイベント開催

当初 **中小企業活性化・事業承継総合支援事業【223億円（157億円）】(再掲)**
中小企業活性化協議会による事業再生支援、事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施

令和4年度補正 **中小企業生産性革命推進事業【2,000億円（令和4年度補正）】（再掲）** ※事業承継・引継ぎ補助金等
事業承継・M&A後の新たな取組(設備投資、販路開拓等)、M&A時の専門家活用の取組等を支援

【4】社会課題解決をはじめとした地域における取組への支援等

- 地域の社会課題解決に向けた取組や、地域への企業立地を促す工業用水道の整備を支援する。また、多様な経営課題を抱える中小企業への伴走・経営支援を推進する。

当初 **地域の社会課題解決企業支援のためのエコシステム構築実証事業【6.7億円（新規）】**
ソーシャルビジネスを支援する地域の関係者を中心としたエコシステムを構築するため社会課題解決事業モデルを実証する

当初 **工業用水道事業費補助金【47億円（20億円）】**
激甚化する災害等への対応のための強靱化や、重要な産業の立地に伴う水需要への対応のための新設等を進める

当初 **中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【52億円（37億円）】**
各都道府県によらず支援拠点を整備するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備

当初 **小規模事業者対策推進等事業【54億円（54億円）】**
中小企業支援機関等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援

当初 **地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【13億円（11億円）】**
地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえた小規模事業者の販路開拓・生産性向上に向けた取組(含む災害復旧)を支援

当初 **中心市街地・商店街等診断・サポート事業【中小機構交付金の内数】**
変革意欲のある商店街等の事業推進体制強化に向け、複数専門家による面的伴走支援を行う

当初 **地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業【27億円（25億円）】（再掲）**
専門家・企業間のネットワーク構築や「地域の人事部」の取組を支援。人材活用ガイドラインの普及を通じ人材の戦略的な活用を促進。地域での即戦力DX人材を育成

令和6年度 中小企業・小規模事業者・地域経済関係 概算要求等ポイント

基本的な課題認識と対応の方向性

- 物価高や、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者等に対する価格転嫁対策や資金繰り支援、省人化投資支援等に万全を期す。さらに、持続的な賃上げに向けた環境整備を図る。
- その上で、GX/DX等といった産業構造の転換の中、中小企業・小規模事業者の成長に向けた取組を後押しするため、予算・税等の政策手段を総動員する。
- また、事業承継、社会課題解決、工業用水道の整備の支援等を通じて、地域経済の活性化を図る。

※また、物価高騰下で生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等の成長の下支えについて事項要求。

中小企業対策費	令和5年度	令和6年度（要求）
	1,090億円*	1,336億円*

※デジタル庁に一括計上することとなった情報システム予算のうち中小企業政策に関連するものを含めると、令和5年度は約1,111億円、令和6年度概算要求額は約1,359億円となる。

【1】物価高、人手不足等の厳しい経営環境への対応

- 適切な価格転嫁が行われるよう、価格交渉促進月間等を通じて取引適正化の促進を強化する。また、資金繰り支援を通じて中小企業・小規模事業者の事業継続を強力に支援するとともに、経営者保証改革を進める。
- 人手不足に対して省人化投資を支援するとともに、持続的な賃上げに向けた環境整備を図る。

<価格転嫁対策>

当初 中小企業取引対策事業【36億円（24億円）】

価格交渉促進月間や、下請Gメン等による取引実態の把握、下請法の厳正な執行、下請かけこみ寺での相談対応等を実施

その他 「価格交渉促進月間」（9月・3月）の実施や、下請振興法に基づく「指導・助言」、企業名公表を通じた実効性向上、下請Gメンによるヒアリング、「パートナーシップ構築宣言」の実効性の向上

<資金繰り支援>

当初 日本政策金融公庫補給金【151億円（146億円）】

日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げたため、利子補給を実施

当初 中小企業信用補完制度関連補助事業【70億円（35億円）】

信用保証制度等を通じた資金繰り支援を実施。経営者保証の提供を選択できる新制度構築に際し、信用保証料補助等を実施

令和4年度補正 中小企業等の資金繰り支援【2,981億円（財務省計上分212億円含む）】

コロナ借換保証制度、経営者保証を徴求しない創業時の信用保証制度を実施。資本性劣後ローンの供給等を継続

当初 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【223億円（157億円）】

中小企業活性化協議会による事業再生支援、事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施

<賃上げ・省人化投資支援>

税 賃上げ税制の拡充

構造的・持続的な賃上げの実現に向け、赤字の状況等でも賃上げに取り組む中小企業等を対象とした繰越控除措置の創設等

令和4年度補正等 中小企業生産性革命推進事業【2,000億円（令和4年度補正）】※ものづくり補助金・IT導入補助金等

設備投資、IT導入、販路開拓等への補助を通じ、中小企業・小規模事業者の生産性向上等に向けた取組を支援

事業再構築補助金【6,800億円（令和4年度予備費・補正）】※大規模賃金引上促進枠、最低賃金枠等

ウイズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換等の事業再構築に挑戦する中小企業等を支援

<その他>

その他 事業者のインボイスに係る課題解決に向けた相談受付窓口の設置や、支援機関における相談体制の強化

会員組合構成員事業主の皆様へ

次世代育成支援対策推進センター(千葉県中央会)からのお知らせ

千葉県中小企業団体中央会は、厚生労働大臣より「次世代育成支援対策推進センター」の指定を受け、一般事業主行動計画の策定・実施における雇用環境の整備などについての相談を承っております。

*次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、平成17年に制定された法律です。この法律に基づき、県・市町村は行動計画を策定していますが、企業においても「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられています。

*一般事業主行動計画

常時雇用する従業員が101人以上の企業は、行動計画を策定し、労働局への届出、公表・周知をしなければなりません。従業員が100人以下の企業は努力義務です。

一般事業主行動計画は、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備、さまざまな従業員の労働条件の整備などに取り組む企業が、①計画期間、②目標、③目標達成のための対策・実施時期を定める計画（A4一枚程度）です。

*くるみん認定の取得

行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するほか、一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として、労働局（厚生労働省）から「くるみん認定」を受けることができます。

くるみん認定を受けると

ワークアンドバランスを重視する若年層が増加していることから、従業員募集に際して有利に働くほか、

- 経済産業省の補助金審査において、一般事業主行動計画を策定し公表することにより、加算措置を受けられることがあります。
- 労働者の子育て支援に積極的に取り組む企業に対して、こども家庭庁が助成制度を創設しています（50万円／企業）。
- 行動計画策定義務のない企業（従業員100人以下）やくるみん認定企業が一定の要件を満たした場合、(株)日本政策金融公庫から有利な貸付けを受けることができます。

問合せは本会経営支援部 能美（推進員）または 渡邊まで（☎ 043-306-3282）